○山梨県議会議員一般選挙における各選挙区の選挙長及びその職務を代理す.......

選挙管理委員会

目

次

○山梨県議会議員一般選挙において山梨県選挙管理委員会書記が駐在して執.......

号外第二十号

日

平成三十一年 三月二十九日

曜

選挙の期 日 平成三十一年四月七日

選挙すべき議員の数

		222 123	- 1	- 1	:	:	: :	:		•	:	:		
		選関			八	<u>;</u>	<u>:</u> :	: 四	: : : : : : : : : : : : : : : : : : :		<u>:</u>	<u>:</u>		金
	T	1		1		T	1	T	1			1	T	
上野原市・北都留郡	笛吹市	甲斐市	北杜市	南アルプス市	韮崎市	大月市	山梨市	都留市・西桂町	富士吉田市	甲府市	南都留郡	中巨摩郡	西八代郡・南巨摩郡	挙
														議
														員
人	三人	三人	二人	三人	一人	一人	二人	二人	二人	九人	二人	一人	三人	数

○山梨県議会議員一般選挙における選挙区の選挙長の事務を行う場所(十六......

○山梨県議会議員一般選挙における選挙区の選挙立会人を定めるくじを行う.......

○山梨県議会議員一般選挙において開票事務を選挙会事務に併せて行う選挙.......

○山梨県議会議員一般選挙におけるポスター掲示場にポスターを掲示するこ......

○山梨県議会議員一般選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う.......

○山梨県議会議員一般選挙における各選挙区の選挙会の場所及び日時……………

○山梨県議会議員一般選挙において候補者等が山梨県選挙管理委員会にする.......

Ш 梨 県 公 報 号 外 第二十号 平成三十一年三月二十九日

を次のとおり執行する。

平成三十一年三月二十九日

山梨県選挙管理委員会

委 員 長

中

込

ま さ ゑ る法律(平成三十年法律第百一号)第一条第一項の規定により山梨県議会議員一般

地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙等の期日等の臨時特例に

山梨県選挙管理委員会告示第三十四号

選挙管理委員会

山 梨 県 公 報 号 外 第二十号 平成三十一年三月二十九日

							7	そこ	山山		
富十吉田市	甲 府 市	南都留郡	中巨摩郡	南巨摩郡	選挙 区名	医圣圣		平成三十一年	梁県選挙管理	中央市	押加市
山梨県富士吉田市	三丁目十五番一号山梨県甲府市伊勢	町十一番四号山梨県甲府市若松	二番地 新町二千三百四十 山梨県甲斐市竜王	十六番地一町長坂上条二千五山梨県北杜市長坂	住所	選挙		平成三十一年三月二十九日その職務を代理すべき者を次のとおり選任した。平成三十一年四月七日執行の山梨県議会議員	山梨県選挙管理委員会告示第三十五号		
渡邊	志村	鈴木		中村	氏	7		おり選	五号		
則明	文武	政孝	しまかゑ	良二	名	長	山梨県選	任した。			
山梨県富士吉田市	号田一丁目一番十五山梨県甲府市下飯	号八○四号内一丁目一番十一山梨県甲府市丸の	番地十五号 公五千四百二十一	十三号二十四番	住所	職務代理	型型	平成三十一年三月二十九日の職務を代理すべき者を次のとおり選任した。平成三十一年四月七日執行の山梨県議会議員一般選挙における各選挙区の選挙長及び平成三十一年四月七日執行の山梨県議会議員一般選挙における各選挙区の選挙長及び			
桒原	三井	鈴 木	廣瀬	井筒	氏	理者	ま	争区の			
達行	和子	勝	充	慎 太郎	名		さゑ	选 举 長 及		一人	人人
,	,						_	Q,	.		
上野原市・	笛吹市	甲斐市	北 杜 市	市アルプス	ļ Ļ	韮崎市	大月市	山梨市	1 桂	都留市·西	
上野原市・ 山梨県上野原市大	四番地二 町一ノ宮四百四十 二梨県笛吹市一宮	甲斐市 七百二十四番地	北杜市 山梨県北杜市須玉	市市・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			大月市 山梨県大月市富浜	山梨市 山梨県山梨市北五	î	市·西 — - 山	十八番地の一上吉田五千三百四
•				アルプス	二丁目十番九号				一丁目二番十八号	市西西	十八番地の一上吉田五千三百四
- 山梨県上野原市大	四番地二四番地二	千百二十四番地	世 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 三 百 五 一 一 三 百 五 一 三 百 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五	ルー 市桃園七百三十番 地一	二丁目十番九号	山梨県韮崎市本町	五番地	百九十番地	一丁目二番十八号	市・西山梨県都留市中央	十八番地の一上吉田五千三百四
・ 山梨県上野原市大 上條	四番地二四番地二	千百二十四番地 坂本	十二番地 十二番地 大二番地 大二番地	地一 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	二丁目十番九号	山梨県韮崎市本町 保坂 孝夫	五番地	百九十番地 宮川	一丁目二番十八号	市·西 山梨県都留市中央 三枝 理悌	十八番地の一 本四十七号 大明見四丁目十一
・ 山梨県上野原市大 上條 泰治	四番地二 町一ノ宮四百四十 光廣	千百二十四番地 美夫	十二番地	地一 地一 地	二丁目十番九号	山梨県韮崎市本町 保坂 孝夫	五番地	百九十番地百九十番地第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	一丁目二番十八号 市場千五十一番地	市·西 山梨県都留市中央 三枝 理悌	一 三 百 四

山梨県公報号外
第二十号
平成三十一年三月二十九日

中央市	甲 州 市	北都留郡
三千百九番地山梨県中央市浅利	藤木二千三番地一山梨県甲州市塩山	野千百九十二番地
有泉	日原	
善博	長	
二千百十六番地	地野沼千二十七番山梨県甲州市勝沼	地四野原七百三十六番
三井	丸山	
勝	美 <u>美</u>	

山梨県選挙管理委員会告示第三十六号

会書記が駐在して執務する場所は、次のとおりである。西桂町選挙区及び上野原市・北都留郡選挙区を含む。)において、山梨県選挙管理委員平成三十一年四月七日執行の山梨県議会議員一般選挙における市の選挙区(都留市・

平成三十一年三月二十九日

山梨県選挙管理委員会

委 員 長 中 込 まさゑ

大月市 山梨県選挙管理委員会書記が駐在して執務する場所 選 挙 区 名 山梨県電計・西井町 山梨県電計・西井町 山梨県電計・西井町 山梨県都留市上谷一丁目十八番一号 甲府市役所本庁舎 山梨県山梨市小原西八百四十三番地 山梨市役所西館 山梨県山梨市小原西八百四十三番地 山梨市役所西館	山梨県韮崎市水神一丁目三番一号 韮崎市役所	韮崎市
・ 区名 山梨県選挙管理委員会書記が駐在して執務する・ 西桂町 山梨県甲府市丸の内一丁目十八番一号 甲府市沿山梨県平府市丸の内一丁目十八番一号 甲府市沿山梨県都留市上谷一丁目一番一号 都留市役所		大月市
・西桂町 山梨県都留市上谷一丁目一番一号 都留市役所田市 山梨県軍府市丸の内一丁目十八番一号 甲府市沿田梨県富士吉田市下吉田五丁目二十七番十五号 選挙管理委員会事務所		山梨市
田市 山梨県電士吉田市下吉田五丁目二十七番十五号 山梨県軍府市丸の内一丁目十八番一号 甲府市沿山梨県軍府市丸の内一丁目十八番一号 甲府市沿		都留市・西桂町
山梨県甲府市丸の内一丁目十八番一号区名 山梨県選挙管理委員会書記が駐在して対	田五丁目二十七番十五号	富十吉田市
举 区 名		甲府市
	山梨県選挙管理委員会書記が駐在して執務する場所	挙区

南アルプス市	所 山梨県南アルプス市小笠原三百七十六番地 南アルプス市役
兴 杜市	山梨県北杜市須玉町大豆生田九百六十一番地一 北杜市役所
甲斐市	山梨県甲斐市篠原二千六百十番地 甲斐市役所本館
笛吹市	日までは、市役所市民窓口館一階一○一会議室とする。)(ただし、平成三十一年三月三十日から平成三十一年四月六山梨県笛吹市石和町市部七百七十七番地 笛吹市役所本館
上野原市·北都留郡	山梨県上野原市上野原三千八百三十二番地 上野原市役所
甲州市	山梨県甲州市塩山上於曽千八十五番地一 甲州市役所
中央市	山梨県中央市臼井阿原三百一番地一 中央市役所田富庁舎

山梨県選挙管理委員会告示第三十七号

挙管理委員会にする届出等の受付場所は、次のとおりである。 平成三十一年四月七日執行の山梨県議会議員一般選挙において、候補者等が山梨県選

平成三十一年三月二十九日

山梨県選挙管理委員会

安 員 長 中 込 まさゑ

選挙運動の公費負担の届 選挙管理委員会事務所) 届 出 事 項 等 受 付 場 所							
挙管理委員会事務所) 一学管理委員会事務所) 一学管理委員会事務所) 一学管理委員会事務所) 一学管理委員会事務所) 一学管理委員会事務所)		選挙運動の公費負担の届	選挙運動用ビラの届	選挙運動事務員等の届	(異動)	(異動)	出事項
	選挙管理委員会事務所)	(ただし、富士吉田市にあっては、富士吉田	都留郡選挙区を含む。)にあっては、当該市の	の選挙区(都留市・西桂町選挙区及び-	局	の選挙区にあっては、山梨県選挙管理委員会事	付場

梨 県 公 報 号 外 第二十号 平成三十一年三月二十九日

Щ

選挙運動に関する収支報告書|山梨県選挙管理委員会事務局

山梨県選挙管理委員会告示第三十八号

平成三十一年三月二十九日所及び日時は、次のとおりである。平成三十一年四月七日執行の山梨県議会議員一般選挙における各選挙区の選挙会の場

山梨県選挙管理委員会

委 員 長 中 込 まさゑ

———山 梨 市	桂町都留市·西	富十岩田市	甲府市	南都留郡	中巨摩郡	南巨摩郡	選挙区名
合体育館 山梨県山梨市上石森七百一番地 山梨市民総	所 山梨県都留市上谷一丁目一番一号 都留市役	富士吉田市立下吉田中学校屋内運動場山梨県富士吉田市新町四丁目十二番二十七号	市総合市民会館山梨県甲府市青沼三丁目五番四十四号 甲府	庁山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県	庁山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県	庁 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県	場所
午後九時平成三十一	午前十時	午後九時平成三十一	午後九時平成三十一	午前十時三十分	午前十時平成三十一	午前九時三十分	日日
午後九時平成三十一年四月七日	午前十時 平成三十一年四月八日	午後九時平成三十一年四月七日	午後九時平成三十一年四月七日	午前十時三十分平成三十一年四月九日	午前十時平成三十一年四月九日	午前九時三十分平成三十一年四月九日	時

			1			1		
中央市	甲 州 市	北都留郡	笛吹市	甲斐市	北杜市	市アルプス	韮崎市	大月市
中央市立田富市民体育館山梨県中央市臼井阿原千七百四十番地八十	州市役所 山梨県甲州市塩山上於曽千八十五番地一 甲	上野原市役所山梨県上野原市上野原三千八百三十二番地	市若彦路ふれあいスポーツ館 山梨県笛吹市八代町南四百五十七番地 笛吹	甲斐市竜王武道館山梨県甲斐市篠原二千七百二十八番地二十	北杜市高根体育館山梨県北杜市高根町村山北割千百十一番地	アルプス市櫛形総合体育館 山梨県南アルプス市桃園千五百一番地四 南	総合運動場体育館山梨県韮崎市本町四丁目九番二号 韮崎市営	市立大月東小学校屋内運動場山梨県大月市大月二丁目七番四十三号 大月
午後九時平成三十一年四月七日	午後九時十五分平成三十一年四月七日	午前十時平成三十一年四月八日	午後九時平成三十一年四月七日	午後九時平成三十一年四月七日	午後九時十五分平成三十一年四月七日	午後九時平成三十一年四月七日	午後九時十分平成三十一年四月七日	午後九時十五分平成三十一年四月七日

山梨県選挙管理委員会告示第三十九号

は、次のとおりである。

二号)第四条第二項の規定により、その掲載の順序を定めるくじを行う日時及び場所
二号)第四条第二項の規定により、その掲載の順序を定めるくじを行う日時及び場所
て、山梨県議会の議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例(平成三十年条例第
平成三十一年四月七日執行の山梨県議会議員一般選挙における選挙公報の発行につい

Щ
梨
県
公
報
号
外
第二十号
平成三十一
年三月!
一十九日

r I

掲示することができる	ポスターを掲	山梨県韮崎市水神一丁目三番一号 韮崎	平成三十一年三月二十九日	韮崎市
平成三十一年三月二十九日公職の候補者がポスターを掲示	り、公職の候	月市役所本庁舎三階委員会室山梨県大月市大月二丁目六番二十号 大	午後六時平成三十一年三月二十九日	大月市
二十五年法律第百号)第百四十四条 平成三十一年四月七日執行の山 山梨県選挙管理委員会告示第四十号	山梨県選挙管 平成三十一	梨市役所西館 山梨県山梨市小原西八百四十三番地 山	午後六時平成三十一年三月二十九日	山梨市
午後六時一年三月	中央市	市役所三階大会議室山梨県都留市上谷一丁目一番一号 都留	午後五時三十分平成三十一年三月二十九日	桂町都留市·西
午後五時三十分	甲州市	所会議室 富士吉田市選挙管理委員会事務 山梨県富士吉田市下吉田五丁目二十七番	午後六時平成三十一年三月二十九日	富十吉田市
午後五時四十五分	北都留郡・	甲府市選挙管理委員会事務局本庁舎四階山梨県甲府市丸の内一丁目十八番一号	午後五時二十分	甲府市
午後六時平成三十一年三月二	笛吹市	県南都留合同庁舎二階大会議室 山梨県都留市田原二丁目三番三号 山梨	午後六時平成三十一年三月二十九日	南都留郡
午後五時三十分	甲斐市	地二 昭和町役場別棟会議室山梨県中巨摩郡昭和町押越五百四十二番	午後六時平成三十一年三月二十九日	中巨摩郡
午後五時三十分平成三十一年三月二	北杜市	議室 山梨県南巨摩合同庁舎三階大会山梨県南巨摩郡富士川町鰍沢七百七十一	午後六時平成三十一年三月二十九日	南巨摩郡
午後五時三十分	市	場所	日時	選挙区名
平成三十一年三月	南アルプス		· 	
午後五時四十五分			马房三十一年三月二十才日	5 万 三

十一年三月二十九日

山梨県甲州市塩山上於曽千八十五番地

甲州市役所本庁舎二階第一会議室

十一年三月二十九日

山梨県中央市臼井阿原三百一番地一

中

央市役所田富庁舎二階東一会議室

十一年三月二十九日

山梨県上野原市上野原三千八百三十二

番地

上野原市役所二階庁議室

十一年三月二十九日

山梨県笛吹市石和町市部七百七十七番地

笛吹市役所本館二〇一会議室

十一年三月二十九日

山梨県甲斐市篠原二千六百十番地

甲斐

市役所本館三階大会議室

室

十一年三月二十九日

山梨県北杜市須玉町大豆生田九百六十一

番地一 北杜市役所東館選挙管理委員会

十一年三月二十九日

山梨県南アルプス市小笠原三百七十六番

南アルプス市役所新館地階第一会議

市役所四階四〇二会議室

地

室

平成三十一年三月二十九日

告示第四十号

七日執行の山梨県議会議員一般選挙における公職選挙法 第百四十四条の二第十項において準用する同条第五項の規定によ スターを掲示することができる日は、次のとおりである。 (昭和

山梨県選挙管理委員会

員 長 中 込 ま

さ

ゑ

ことができる日 平成三十一年三月二十九日

Ш

山梨県選挙管理委員会告示第四十一号

事務は、選挙会場において選挙会の事務に併せて行う。 平成三十一年四月七日執行の山梨県議会議員一般選挙において、 次の選挙区の開票の

平成三十一年三月二十九日

山梨県選挙管理委員会

員 長

中

込

ま さ ゑ

富士吉田市選挙区

甲府市選挙区

山梨市選挙区

韮崎市選挙区

大月市選挙区

南アルプス市選挙区

北杜市選挙区

甲斐市選挙区

笛吹市選挙区 甲州市選挙区

中央市選挙区

山梨県議会議員一般選挙西八代郡・南巨摩郡選挙区選挙長告示第一号

おける選挙長の事務を行う場所は、 平成三十一年四月七日執行の山梨県議会議員一般選挙の西八代郡・南巨摩郡選挙区に 次のとおりである。

平成三十一年三月二十九日

山梨県議会議員一般選挙西八代郡·南巨摩郡選挙区

選 長 中 村 良

山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県庁

梨県南巨摩郡富士川町鰍沢七百七十一番地二 山梨県南巨摩合同庁舎とする。 (ただし、平成三十一年三月二十九日、午前八時三十分から午後五時までに限り、 Ш

山梨県議会議員一般選挙中巨摩郡選挙区選挙長告示第一号

長の事務を行う場所は、次のとおりである。 平成三十一年四月七日執行の山梨県議会議員一般選挙の中巨摩郡選挙区における選挙

平成三十一年三月二十九日

山梨県議会議員一般選挙中巨摩郡選挙区

選 挙 長 中 込 ま さ ゑ

梨県中巨摩郡昭和町押越五百四十二番地二 昭和町役場とする。) (ただし、平成三十一年三月二十九日、午前八時三十分から午後五時までに限り、 Ш

山梨県庁

山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

山梨県議会議員一般選挙南都留郡選挙区選挙長告示第一号

長の事務を行う場所は、 平成三十一年四月七日執行の山梨県議会議員一般選挙の南都留郡選挙区における選挙 次のとおりである。

平成三十一年三月二十九日

山梨県議会議員一般選挙南都留郡選挙区

選 挙 長 鈴 木 政 孝

山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県庁

(ただし、平成三十一年三月二十九日、午前八時三十分から午後五時までに限り、 Ш

梨県都留市田原三丁目三番三号 山梨県南都留合同庁舎とする。)

山梨県議会議員一般選挙甲府市選挙区選挙長告示第一号

の事務を行う場所は、次のとおりである。 平成三十一年四月七日執行の山梨県議会議員一般選挙の甲府市選挙区における選挙長

平成三十一年三月二十九日

山梨県議会議員一般選挙甲府市選挙区

選 挙 長 志 村 文

武

山梨県甲府市丸の内一丁目十八番一号 甲府市役所本庁舎

山梨県議会議員一般選挙富士吉田市選挙区選挙長告示第一号

挙長の事務を行う場所は、次のとおりである。 平成三十一年四月七日執行の山梨県議会議員 一般選挙の富士吉田市選挙区における選

平成三十一年三月二十九日

山梨県議会議員一般選挙富士吉田市選挙区

選 長 渡 明

山梨県富士吉田市下吉田五丁目二十七番十五号 富士吉田市選挙管理委員会事務所

山梨県議会議員一般選挙都留市・西桂町選挙区選挙長告示第一号

る選挙長の事務を行う場所は、 平成三十一年四月七日執行の山梨県議会議員一般選挙の都留市・西桂町選挙区におけ 次のとおりである。

平成三十一年三月二十九日

山梨県議会議員一般選挙都留市・西桂町選挙区

選 挙 長 枝 理 悌

山梨県都留市上谷一丁目一番一号 都留市役所

山梨県議会議員一般選挙山梨市選挙区選挙長告示第一号

の事務を行う場所は、次のとおりである。 平成三十一年四月七日執行の山梨県議会議員一般選挙の山梨市選挙区における選挙長

平成三十一年三月二十九日

山梨県議会議員一般選挙山梨市選挙区

挙 長 宮 Ш

榮

選

山梨県山梨市小原西八百四十三番地 山梨市役所西館

山梨県議会議員一般選挙大月市選挙区選挙長告示第一号

の事務を行う場所は、次のとおりである。 平成三十一年四月七日執行の山梨県議会議員一般選挙の大月市選挙区における選挙長

平成三十一年三月二十九日

山梨県議会議員一般選挙大月市選挙区

選

挙

山

 \mathbb{H}

幸

男

山梨県大月市大月二丁目六番二十号 大月市役所

山梨県議会議員一般選挙韮崎市選挙区選挙長告示第一号

の事務を行う場所は、次のとおりである。 平成三十一年四月七日執行の山梨県議会議員一般選挙の韮崎市選挙区における選挙長

平成三十一年三月二十九日

山梨県議会議員一般選挙韮崎市選挙区

選 挙 長 保 坂 孝

夫

山梨県韮崎市水神一丁目三番一号 韮崎市役所

山梨県議会議員一般選挙南アルプス市選挙区選挙長告示第一号

選挙長の事務を行う場所は、次のとおりである。 平成三十一年四月七日執行の山梨県議会議員一般選挙の南アルプス市選挙区における

平成三十一年三月二十九日

Ш

梨 県 公 報 号 外

第二十号

平成三十一年三月二十九日

山梨県議会議員一般選挙南アルプス市選挙区

選 挙 長 小 林 義 朗

山梨県南アルプス市小笠原三百七十六番地 南アルプス市役所

山梨県議会議員一般選挙北杜市選挙区選挙長告示第一号

の事務を行う場所は、次のとおりである。 平成三十一年四月七日執行の山梨県議会議員一般選挙の北杜市選挙区における選挙長

平成三十一年三月二十九日

山梨県議会議員一般選挙北杜市選挙区 選 挙 長 坂 本 洸

山梨県北杜市須玉町大豆生田九百六十一番地一 北杜市役所

山梨県議会議員一般選挙甲斐市選挙区選挙長告示第一号

の事務を行う場所は、次のとおりである。 平成三十一年四月七日執行の山梨県議会議員一般選挙の甲斐市選挙区における選挙長

平成三十一年三月二十九日

山梨県議会議員一般選挙甲斐市選挙区

選 挙 長 坂

本

美

夫

山梨県甲斐市篠原二千六百十番地 甲斐市役所本館

山梨県議会議員一般選挙笛吹市選挙区選挙長告示第一号

の事務を行う場所は、次のとおりである。 平成三十一年四月七日執行の山梨県議会議員一般選挙の笛吹市選挙区における選挙長

平成三十一年三月二十九日

山梨県議会議員一般選挙笛吹市選挙区

長 竹 下 光 廣

山梨県笛吹市石和町市部七百七十七番地 笛吹市役所本館

山梨県議会議員一般選挙上野原市・北都留郡選挙区選挙長告示第一号

おける選挙長の事務を行う場所は、 平成三十一年四月七日執行の山梨県議会議員一般選挙の上野原市・北都留郡選挙区に 次のとおりである。

平成三十一年三月二十九日

山梨県議会議員一般選挙上野原市 北都留郡選挙区

條

治

山梨県上野原市上野原三千八百三十二番地 上野原市役所

七

山梨県議会議員一般選挙中巨摩郡選挙区

選

挙

長

中

込

まさゑ

山梨県議会議員一般選挙甲州市選挙区選挙長告示第

の事務を行う場所は、次のとおりである。 平成三十一年四月七日執行の山梨県議会議員一般選挙の甲州市選挙区における選挙長

平成三十一年三月二十九日

山梨県議会議員一般選挙甲州市選挙区

選 挙 長 H 原

長

山梨県甲州市塩山上於曽千八十五番地 甲州市役所

山梨県議会議員一般選挙中央市選挙区選挙長告示第一号

の事務を行う場所は、次のとおりである。 平成三十一年四月七日執行の山梨県議会議員一般選挙の中央市選挙区における選挙長

平成三十一年三月二十九日

山梨県議会議員一般選挙中央市選挙区

選 有 泉 善 博

山梨県中央市臼井阿原三百一番地 中央市役所田富庁舎

山梨県議会議員一般選挙西八代郡・南巨摩郡選挙区選挙長告示第二号

おいて、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十六条において準用する同法第 所及び日時は、次のとおりである。 六十二条第二項、第四項及び第五項の規定により選挙立会人を定めるくじを行うべき場 平成三十一年四月七日執行の山梨県議会議員一般選挙の西八代郡・南巨摩郡選挙区に

平成三十一年三月二十九日

山梨県議会議員一般選挙西八代郡·南巨摩郡選挙区

長 中 村 良

山梨県庁

日時 平成三十一年四月四日 午後五時二十分

山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

場所

山梨県議会議員一般選挙中巨摩郡選挙区選挙長告示第二号

は、 職選挙法 平成三十一年四月七日執行の山梨県議会議員一般選挙の中巨摩郡選挙区において、公 第四項及び第五項の規定により選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時 次のとおりである。 (昭和二十五年法律第百号)第七十六条において準用する同法第六十二条第二

平成三十一年三月二十九日

日時 場所

平成三十一年四月四日

午後五時四十分

山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

山梨県庁

山梨県議会議員一般選挙南都留郡選挙区選挙長告示第二号

は、 職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十六条において準用する同法第六十二条第二 平成三十一年四月七日執行の山梨県議会議員一般選挙の南都留郡選挙区において、 次のとおりである。 第四項及び第五項の規定により選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時 公

平成三十一年三月二十九日

山梨県議会議員一般選挙南都留郡選挙区

山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県庁 長

選

挙

鈴

木

政

孝

日時 平成三十一年四月四日 午後六時

場所

山梨県議会議員一般選挙甲府市選挙区選挙長告示第二号

は、 選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十六条において準用する同法第六十二条第二 平成三十一年四月七日執行の山梨県議会議員一般選挙の甲府市選挙区において、公職 次のとおりである。 第四項及び第五項の規定により選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時

平成三十一年三月二十九日

山梨県議会議員一般選挙甲府市選挙区

武

山梨県甲府市丸の内一丁目十八番一号 甲府市役所本庁舎 選 長

日時 場所 平成三十一年四月四日 午後五時二十分

山梨県議会議員一般選挙富士吉田市選挙区選挙長告示第二号

は、 二項、第四項及び第五項の規定により選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十六条において準用する同法第六十二条第 平成三十一年四月七日執行の山梨県議会議員一般選挙の富士吉田市選挙区において、 次のとおりである。

平成三十一年三月二十九日

山梨県議会議員一般選挙富士吉田市選挙区

選 挙 長 渡 邊 則 明

場所 事務所 山梨県富士吉田市下吉田五丁目二十七番十五号 富士吉田市選挙管理委員会

日時 平成三十一年四月四日 午後五時三十分

山梨県議会議員一般選挙都留市・西桂町選挙区選挙長告示第二号

条第二項、第四項及び第五項の規定により選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び 日時は、次のとおりである。 て、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十六条において準用する同法第六十二 平成三十一年四月七日執行の山梨県議会議員一般選挙の都留市・西桂町選挙区におい

平成三十一年三月二十九日

山梨県議会議員一般選挙都留市・西桂町選挙区

挙 長 枝 理 悌

日時 平成三十一年四月四日 午後五時三十分

山梨県都留市上谷一丁目一番一号 都留市役所

場所

山梨県議会議員一般選挙山梨市選挙区選挙長告示第二号

は、 選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十六条において準用する同法第六十二条第二 平成三十一年四月七日執行の山梨県議会議員一般選挙の山梨市選挙区において、公職 第四項及び第五項の規定により選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時 次のとおりである。

平成三十一年三月二十九日

山梨県議会議員一般選挙山梨市選挙区

宮 Ш 榮

場所 山梨県山梨市小原西八百四十三番地 山梨市役所西館

日時 平成三十一年四月四日 午後五時三十分

山梨県議会議員一般選挙大月市選挙区選挙長告示第二号

選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十六条において準用する同法第六十二条第二 平成三十一年四月七日執行の山梨県議会議員一般選挙の大月市選挙区において、公職 第四項及び第五項の規定により選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時 次のとおりである。

平成三十一年三月二十九日

Ш

梨 県

公 報 号 外

第二十号

平成三十一年三月二十九日

山梨県議会議員一般選挙大月市選挙区

選 長 山 田 幸 男

場所 山梨県大月市大月二丁目六番二十号 大月市役所

日時 平成三十一年四月四日 午後五時三十分

山梨県議会議員一般選挙韮崎市選挙区選挙長告示第二号

は、 選挙法 平成三十一年四月七日執行の山梨県議会議員一般選挙の韮崎市選挙区において、公職 次のとおりである。 第四項及び第五項の規定により選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時 (昭和二十五年法律第百号) 第七十六条において準用する同法第六十二条第二

平成三十一年三月二十九日

山梨県議会議員一般選挙韮崎市選挙区 保 坂

韮崎市役所 長

選

挙

夫

日時 場所 平成三十一年四月四日 山梨県韮崎市水神一丁目三番一号 午後五時三十分

山梨県議会議員一般選挙南アルプス市選挙区選挙長告示第二号

日時は、次のとおりである。 条第二項、 て、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十六条において準用する同法第六十二 平成三十一年四月七日執行の山梨県議会議員一般選挙の南アルプス市選挙区におい 第四項及び第五項の規定により選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び

平成三十一年三月二十九日

山梨県議会議員一般選挙南アルプス市選挙区

朗

長

場所 山梨県南アルプス市小笠原三百七十六番地 南アルプス市役所

日時 平成三十一年四月四日 午後五時三十分

山梨県議会議員一般選挙北杜市選挙区選挙長告示第二号

は、 選挙法 平成三十一年四月七日執行の山梨県議会議員一般選挙の北杜市選挙区において、 次のとおりである。 第四項及び第五項の規定により選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時 (昭和二十五年法律第百号)第七十六条において準用する同法第六十二条第二

平成三十一年三月二十九日

山梨県議会議員一般選挙北杜市選挙区

本

山梨県北杜市須玉町大豆生田九百六十一番地一 北杜市役所

日時 平成三十一年四月四日 午後五時三十分

山梨県議会議員一般選挙甲斐市選挙区選挙長告示第二号

は、 選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十六条において準用する同法第六十二条第二 平成三十一年四月七日執行の山梨県議会議員一般選挙の甲斐市選挙区において、公職 次のとおりである。 第四項及び第五項の規定により選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時

平成三十一年三月二十九日

山梨県議会議員一般選挙甲斐市選挙区

長 坂 本 美 夫

場所 山梨県甲斐市篠原二千六百十番地 甲斐市役所本館

日時 平成三十一年四月四日 午後五時三十分

山梨県議会議員一般選挙笛吹市選挙区選挙長告示第二号

は、 選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十六条において準用する同法第六十二条第二 平成三十一年四月七日執行の山梨県議会議員一般選挙の笛吹市選挙区において、公職 第四項及び第五項の規定により選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時 次のとおりである。

平成三十一年三月二十九日

山梨県議会議員一般選挙笛吹市選挙区

選 挙 長 竹 下 光 廣

場所 山梨県笛吹市石和町市部八百九番地一 笛吹市役所市民窓口館

日時 平成三十一年四月四日 午後五時三十分

山梨県議会議員一般選挙上野原市・北都留郡選挙区選挙長告示第二号

所及び日時は、 おいて、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十六条において準用する同法第 六十二条第二項、 平成三十一年四月七日執行の山梨県議会議員一般選挙の上野原市・北都留郡選挙区に 次のとおりである。 第四項及び第五項の規定により選挙立会人を定めるくじを行うべき場

平成三十一年三月二十九日

山梨県議会議員一般選挙上野原市・北都留郡選挙区

上 泰 治

場所 山梨県上野原市上野原三千八百 三十二 二番地

発行者

Щ

梨

県

甲府市丸の内一丁目六番一号

上野原市役所

H 時 平成三十一年四月四日 午後五時三十分

山梨県議会議員一般選挙甲州市選挙区選挙長告示第二号

は、 選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十六条において準用する同法第六十二条第二 平成三十一年四月七日執行の山梨県議会議員一般選挙の甲州市選挙区において、公職 次のとおりである。 第四項及び第五項の規定により選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時

平成三十一年三月二十九日

山梨県議会議員一般選挙甲州市選挙区 選 長 日 原

長

山梨県甲州市塩山上於曽千八十五番地一 甲州市役所

日時 平成三十一年四月四日 午後五時三十分

場所

山梨県議会議員一般選挙中央市選挙区選挙長告示第二号

は、 項、 選挙法 平成三十一年四月七日執行の山梨県議会議員一般選挙の中央市選挙区において、 次のとおりである。 第四項及び第五項の規定により選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時 (昭和二十五年法律第百号)第七十六条において準用する同法第六十二条第二

平成三十一年三月二十九日

山梨県議会議員一般選挙中央市選挙区

選 長 泉 博

場所 山梨県中央市臼井阿原三百一番地一 中央市役所田富庁舎

日時 平成三十一年四月四日 午後五時三十分